

建物を建てたら市民課にも届出をしてください

あなたが建てられた（建築中の）建物は、法令に基づいた住居表示（住居番号）が必要ですので、次の要領で届出をしてください。（水戸市住居表示に関する条例第3条の1）

届出に基づき現地調査をし、新しい住居番号を定め、町名板と住居番号表示板を交付します。「住所」は土地の地番ではなく、住居番号となります。

また、建替え等をされる方も必ず届出をしてください。

1. 提出期限 建物の完成 3～4 週間前
2. 提出先 市民課管理調査係
029-224-1111 内線 2154, 2155
3. 届出の必要な区域 下記参照

住 居 表 示 実 施 地 区 (50 音順)

曙 町	愛 宕 町	泉町 1～3 丁目	大町 1～3 丁目
金町 1～3 丁目	上水戸 1～4 丁目	北 見 町	五軒町 1～3 丁目
栄町 1・2 丁目	柵町 1～3 丁目	桜川 1・2 丁目	三の丸 1～3 丁目
自 由 が 丘	城東 1～5 丁目	城南 1～3 丁目	白梅 1～4 丁目
新 荘 1～3 丁目	新原 1・2 丁目	末広町 1～3 丁目	大工町 1～3 丁目
中央 1・2 丁目	天 王 町	常磐町 1・2 丁目	西原 1～3 丁目
梅香 1・2 丁目	袴塚 1～3 丁目	八 幡 町	浜田 1・2 丁目
東 桜 川	東台 1・2 丁目	東原 1～3 丁目	備 前 町
文京 1・2 丁目	本町 1～3 丁目	松が丘 1・2 丁目	松 本 町
緑町 1～3 丁目	南町 1～3 丁目	宮町 1～3 丁目	元山町 1・2 丁目
柳町 1・2 丁目	若宮 1・2 丁目		

4. 「住居表示に関する新築届」の記載の仕方

様式第1号 (第3条関係)

住 居 表 示 に 関 す る 新 築 届

平成 年 月 日

水戸市長

住 所
届出人 氏 名
電 話

水戸市住居表示に関する条例第3条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

所 有 者 } 住 所 管 理 者 } 占 有 者 }	氏 名	電 話
建 物 等 の 土 地 地 番	水 戸 市	
建 築 完 成 (予 定) 年 月 日	平 成 年 月 日	

この届出書には、次の図面を添付して下さい。

1. 建物の立面図 (縮尺 1/100) 2. 建物の配置図 (縮尺 1/1000) 3. 主出入口の位置図 (縮尺 1/100)

届出日を書いてください。

市民課に届出に来た人です。

原則として所有者（建主）
を書いてください。

不動産登記簿の所在・地番
を書いてください。

※ 3階以上のアパート、マンションの場合は部屋番号までが住所となりますので、部屋番号とアパート等の名称を記載したものを添付してください。